

診療録等の開示についてのご案内

1. 診療録等の開示を求めることができる対象者

診療録等の開示を求めることができる方は、原則として患者様ご本人となります。

注) 患者様本人の治療効果等への悪影響が懸念されるときは開示できない場合があります。

次に掲げる場合には、患者様ご本人以外の方が患者様ご本人に代わって開示を求めることができます。

なお、患者様ご本人以外の方が開示を求める場合には、患者様とのご関係がわかる証明書(保険証等)にて確認させて戴きます。

- 1) 患者様ご本人に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年については、疾病の内容によっては患者様ご本人のみの請求を認めることができる。
- 2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- 3) 患者様ご本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方
- 4) 患者様ご本人が成人であるが、判断能力に疑義がある場合には、現実には患者様ご本人のお世話をしているご親族及びこれに準ずる方

※患者様ご本人が死亡された場合の特例

診療情報の提供は、原則として患者様ご本人に対して行うものですが、患者様ご本人が死亡された場合には、特例的にご遺族を診療情報提供の対象者とします。

診療録等の開示申請があった場合には患者様ご本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、診療情報開示委員会にて慎重に審議した上で、開示の可否を決定することになります。

※この場合のご遺族とは、配偶者、子、父母およびこれに準ずる者をいいます。

※診療情報は患者様ご本人の「個人情報」となるので、プライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であつても患者様ご本人の指名のない方、その他、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は診療情報提供の対象外。

※第三者から得た情報(他院からの紹介状等)の提供については、当該第三者の了解が条件。

2. 診療録等の開示申請の方法

(1) 診療録等の開示申請をされる場合は、当院所定の診療情報開示申請書に必要事項を記入の上、窓口で申請をお願い致します。なお、開示に併せて口頭による説明や説明文書の交付を求めることもできます。

(2) 患者様のプライバシー保護を重視するため、申請に際しては「患者様ご本人であることを確認できる証明書(運転免許証等)」「患者様とご関係がわかる証明書(保険証、戸籍謄本等)」をご持参願います。又、患者様本人でない場合の申請については、委任状を依頼する場合があります(但し1項対象者に限る)。

※開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合には開示いたしません。

(3) 郵送による申請を希望される場合には、該当書類を当院迄郵送願います。なお郵送にかかる実費は申請者の方で負担いただきます。また必要書類の不足があった場合は、書類の追加をお願いする場合がございます。

3. 診療録等の開示請求手数料について

診療録等の開示請求に関する費用につきまして、以下にご案内致します。お支払の確認が出来次第開示手続きを行います。審査の結果、開示しない場合でも開示請求手数料がかかりますことをご了承ください。

項目	単位	金額(円)	備考
医師面談料	30分	5,000(税抜)	医師の面談料として
事務手数料	一律	3,000(税抜)	開示手続き、作業に要する手数料として
コピー料(白黒)	1枚	10(税込)	両面印刷は2枚扱いとする
コピー料(カラー)	1枚	50(税込)	両面印刷は2枚扱いとする
説明文書の交付	1件	5,000(税抜)	

(上記金額が税抜の場合、消費税が別途かかります。)

【添付資料】①診療記録等開示申出書

②診療情報を提供する事の同意書(患者以外の請求の場合)